

マイナンバー制度が始まります！



? マイナンバーとは？

住民票を有する全ての方に1つ与えられる12桁の
自分専用番号です(個人が特定されないように、住
所地や生年月日など関係のない番号が割り当てら
れ、番号が重複することはありません)。
社会保障、税、災害対策に関する行政手続きで必
要になります。

👍 マイナンバー制度導入によるメリット

複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報
であることを確認するために活用(情報連携)され
ることから、行政の効率化、国民の利便性の向上、
公平・公正な社会の実現のための社会基盤となるも
のです。

① 行政の効率化

国や地方公共団体などの行政手続きにおいて、
様々な情報の照合や転記、入力などに要している
時間や作業労力を減らすことができます。

② 国民の利便性の向上

添付書類の省略など、行政手続きが簡素化され
ます。

第1弾 概要について

次回以降、通知カードやマイナンバー
カードについてお知らせします。

マイナンバーについて、
詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー 検索

③ 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しや
すくなり、負担を不当に免れることや給付を不正
に受けることを防ぐとともに、本当に困っている
方にきめ細かな支援を行うことができるようにな
ります。

✉ マイナンバーの通知

マイナンバーは、今年10月以降に住民票の住所地
に簡易書留で通知されます。

マイナンバーは、生涯にわたって同じ番号を利用
していく、とても大切なものです。

マイナンバーは、法令等で定められた社会保障、
税、災害対策の分野のみでしか利用できないことにな
っていますので、マ
イナンバーを聞かれた
場合、むやみに教える
ことなく、その使用目
的を確認することが必
要です。



! マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月
マイナンバーが住民票の住
所地に通知されます。

平成28年1月
税の手続きや年金、医療保
険などの社会保障の手続き
で、マイナンバーの利用が
始まります。

平成28年1月
マイナンバーを記載した書
類の提出や、様々な本人確
認の場面で利用できる個人
番号カードの交付が始まり
ます(要申請)。

平成29年1月
マイナンバーを含む自分の
情報がいつ、誰が、なぜ提
供したのかをパソコン等か
ら確認できるマイナポータ
ルの運用が始まります。

平成29年7月
情報連携により事務が確実
かつスムーズになり、国民
の負担が軽減され、暮らし
がもっと便利になります。

問合せ 企画財政課 ☎ 47-18013